

標準化委員会に関する規則

一般社団法人

カメラ映像機器工業会

(定義)

第1条

本規則において用いられる語の定義は、以下のとおりとし、その他の語の定義は、特段の定めがない限り定款と同じとする。

1. CIPA とは、一般社団法人カメラ映像機器工業会をいう。
2. 理事会とは、CIPA の定款に基づき構成される CIPA の理事会をいう。
3. 映像関連装置等とは、銀塩カメラ、デジタルカメラ並びにこれらの関連装置、機器およびソフトウェアをいう。
4. CIPA 規格とは、CIPA 定款第 31 条第 2 項に基づき理事会が採択を決定する、映像関連装置等に係る互換性、相互接続性等に関する個別の標準規格をいう。ただし、日本工業標準調査会、その他の標準化機関において採択される標準規格を除くものとする。
5. 標準化委員会とは、CIPA 定款第 37 条およびカメラ映像機器工業会委員会及び作業部会の設置、運営等に関する規則に基づいて設置される、CIPA 規格の策定および普及を目的とした委員会をいう。
6. 作業部会とは、標準化委員会の下部組織であって、CIPA 規格案の審議および作成を行う個々の部会をいう。
7. 分科会とは、作業部会の下部組織であって、CIPA 規格案の審議および作成を行う個々の分科会をいう。
8. 分科会メンバーとは、分科会において CIPA 規格案の審議および作成に参加する、CIPA の会員をいう。
9. 知的財産権とは、全世界の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他の知的財産権であって、出願中のものを含むものとする。
10. 必須知的財産権とは、理事会で採択された CIPA 規格を実施する際に必須となる知的財産権をいう。
11. 第三者規格とは、CIPA の外部において、任意に審議および作成された映像関連装置等に係る互換性、相互接続性等に関する個別の標準規格をいう。
12. 提案者とは、第三者規格を CIPA に提案する法人、または標準化団体その他の公益若しくは非営利の団体をいう。

(目的)

第2条

本規則は、CIPA 規格を策定する際の手順並びに標準化委員会、作業部会および分科会メンバーが遵守すべき基本事項を定めたものであって、もって CIPA における標準化活動の透明、公正かつ適正な手続きを確保することを目的とする。

(適用範囲)

第3条

1. 本規則は、全てのCIPA規格並びに標準化委員会、作業部会および分科会メンバーに対して適用されるものとするが、理事会において別途定めた場合はこの限りではない。
2. 本規則を改正する場合は、理事会の承認を必要とする。

(標準化作業)

第4条

1. 理事会の決議に基づき特定の作業部会が設置され、CIPA規格案策定のために特定の分科会が設置された場合、かかる分科会は、規格化作業のスケジュールを作成し、かかる作業部会を通じて標準化委員会の承認を得るものとする。
2. 標準化委員会は、分科会におけるCIPA規格案作成開始の事実、CIPA規格案作成のスケジュール、分科会メンバー等を適切な時期に外部に公表するものとする。
3. 分科会は、作業部会の指示に基づき、CIPA規格の案を審議、作成し、かかる作業部会を通じて標準化委員会に提案する。

(声明書)

第5条

1. 分科会メンバーは、第4条第3項に基づき標準化委員会に提案された、その分科会が審議および作成に参加した特定のCIPA規格案に関して、別途定められる期間内に、必須知的財産権を保有しているか否かにかかわらず、下記①または②のいずれかを選択した声明書を標準化委員会の事務局に提出するものとする。

当該CIPA規格案がCIPA規格となった場合：

- ① かかるCIPA規格を採用する者に対して、合理的かつ非差別的な条件で、その時点で保有している、または将来保有する必須知的財産権の実施または利用をかかるCIPA規格を使用する限り許諾する。
- ② かかるCIPA規格を採用する者に対して、無償かつ非差別的な条件で、その時点で保有している、または将来保有する必須知的財産権の実施または利用をかかるCIPA規格を使用する場合に限り許諾する。

なお、分科会メンバーは、かかる声明書において明記したか否かにかかわらず上記①または②のいずれにおいても、当該CIPA規格の必須知的財産権について相手方より同等の実施権または利用権が得られることを許諾の条件とすることができる。また、分科会は、かかるCIPA規格案の審議および作成に参加した全ての分科会メンバーが声明書を提出するよう働きかけを行うものとする。

2. 本条第1項に定める声明書を提出しなかった当該分科会メンバーが所有するCIPA規格の必須知的財産権については、本条第1項の①を選択したものとみなされる。
3. 分科会メンバーが、審議および作成に参加したCIPA規格案についての必須知的財産権

を保有しており且つこの必須知的財産権につき上記①または②のいずれにも同意しない場合、かかる分科会メンバーは、本条第 1 項に規定する一定期間内に、標準化委員会に通知するものとする。

4. 標準化委員会は、前項の通知を受けた場合、直ちに作業部会を通じて当該分科会に当該 CIPA 規格案の修正のための検討を指示するものとする。
5. 標準化委員会の事務局は、特定の分科会メンバーが、本条に定める必須知的財産権の声明書において①または②のいずれを選択したかについて第三者に開示することができる。また標準化委員会の事務局は、分科会メンバーから開示された必須知的財産権の具体的な内容または書誌情報（権利者、登録番号等）について、かかる分科会メンバーの事前の書面による了解を得たうえで、かかる内容および情報を第三者に開示することができる。
6. 本条第 1 項における①および②の場合の具体的な許諾条件について、CIPA は原則として関知しないものとする。

（必須知的財産権の範囲）

第 6 条

第 5 条および第 15 条における自己の必須知的財産権には、分科会メンバーまたは第三者規格の審議および作成に参加した者が議決権総数の過半を直接又は間接に保有する法人、分科会メンバーまたは第三者規格の審議および作成に参加した者の議決権総数の過半を直接又は間接に保有する法人（以下、「支配法人」という。）および支配法人が議決権総数の過半を直接又は間接に保有する法人が所有する必須知的財産権を含むものとする。

（第三者の知的財産権）

第 7 条

分科会は、その分科会が審議、作成した CIPA 規格案について、別途定める期間内に、当該 CIPA 規格案の障害となりうる第三者の知的財産権の有無を調査し、調査結果を作業部会を通じて標準化委員会に報告するものとする。標準化委員会は、かかる調査において障害となりうる第三者の知的財産権が発見された場合、審議のうえかかる知的財産権の所有者から第 5 条に準拠した声明書を獲得するものとする。標準化委員会は、かかる声明書が獲得できない場合、直ちに作業部会を通じて分科会に対し、当該 CIPA 規格案の修正のための検討を指示するものとする。

（修正）

第 8 条

1. 第 5 条および第 7 条に定める CIPA 規格案の修正のための検討の結果、並びにその他の理由により CIPA 規格案が修正された場合、分科会は、かかる修正済の CIPA 規格案を作

業部会を通じて標準化委員会に提出し、標準化委員会は、必要に応じて再び第 7 条に定める必須知的財産権の有無の調査を行い、かつ第 5 条に定める声明書を提出させるものとする。

2. 本条第 1 項に定める CIPA 規格案の修正が不可能である場合、分科会は、直ちに作業部会を通じて標準化委員会にその旨を報告するものとする。標準化委員会は、かかる報告を受け、更なる修正を標準化作業部会に指示するか、標準化作業の中止の決定をするものとし、中止の場合は、その旨理事会に報告し、理事会の決議にかけるものとする。

(改訂)

第 9 条

1. CIPA 規格案が理事会において採択された後に、標準化委員会は、必要に応じて CIPA 規格を修正、改訂、その他変更するために、作業部会の設置または再召集を理事会に諮問することができるものとする。理事会の決議に基づき、かかる作業部会が設置された場合、標準化委員会および作業部会は、本規則に準じて CIPA 規格の修正、改訂、その他変更のための手続きをとるものとする。
2. CIPA 規格案が理事会において採択された後に、当該 CIPA 規格が修正、改訂、その他変更された場合、かかる作業に参加した分科会メンバーは、修正、改訂、その他変更された当該 CIPA 規格について第 5 条に定める声明書を提出するものとする。分科会は、また第 7 条に従い必須知的財産権の有無の調査を行い、声明書を獲得するものとする。

(機密保持)

第 10 条

1. 分科会メンバーは、CIPA 規格案の審議および作成の過程において知り得た他の分科会メンバーが機密と書面により指定する情報（以下、機密情報という。）について、開示日から 18 ヶ月間または理事会において当該 CIPA 規格案の採択もしくは非採択の決議がなされるまでのどちらか短い期間中、第三者に開示または漏洩しないものとする。
2. 前項にかかわらず、分科会メンバーは、自らの発明（発明には考案を含み、以下同じ。）につき産業財産権の出願を行う権利を有し、該当する国の特許法等の要求に従い自らの発明を記述するに必要な程度において機密情報を記載することができるものとする。

(中途退会者の取扱い)

第 11 条

1. ある CIPA 規格案の審議および作成の途中で分科会を退会した分科会メンバーは、退会後であっても当該 CIPA 規格案について第 5 条第 3 項に定める必須知的財産権の非許諾の通知または第 5 条第 1 項に定める声明書を標準化委員会に提出するものとする。
2. 分科会メンバーが CIPA 規格案の審議および作成の途中で分科会を退会した場合、分科

会メンバーとして活動していた期間中に負うことを表明した本規則に基づきいかなる義務についてもかかる退会後も有効に存続するものとし、退会により分科会メンバーでなくなった者は、これらの義務を遵守するものとする。

(CIPA 規格への付記)

第 12 条

1. 分科会は、第 5 条および第 7 条に従い必須知的財産権が存在した場合、CIPA 規格の関連書類の中に、必須知的財産権の書誌情報（権利者、登録番号等）および実施条件等を記載することができる。
2. 分科会は、CIPA 規格の関連書類の中に、CIPA 規格は、改訂、修正、その他変更される可能性があることを明記するものとする。

(CIPA 規格への発行)

第 13 条

1. CIPA 定款第 31 条にしたがって、理事会において CIPA 規格案が採択された場合、標準化委員会は、かかる CIPA 規格の規格書を適切な時期に外部に公表するものとする。
2. 標準化委員会は、要望があった第三者に対して、CIPA 規格の規格書を頒布するものとする。

(免責)

第 14 条

1. CIPA または CIPA の会員のいずれも、第 7 条に定める調査結果に対して責任を負わず、CIPA の会員、その他の第三者に対して、CIPA 規格の使用または利用に際して第三者の知的財産権の非侵害および必須知的財産権の範囲、有効性または必須性について、いかなる保証を与えるものではない。
2. CIPA は、第 5 条および第 7 条に従い必要となる必須知的財産権の権利者との許諾条件、その他許諾交渉の結果について責任を負わない。
3. CIPA または CIPA の会員のいずれも、CIPA 規格に関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わない。
4. CIPA または CIPA の会員のいずれも、CIPA 規格の使用または使用不能から生ずるいかなる損害（逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいう。）についても、一切の責任を負わない。たとえ、CIPA または CIPA の会員がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様とする。
5. CIPA または CIPA の会員のいずれも、CIPA 規格、または CIPA 規格の使用または利用に起因または関連して、CIPA 規格を使用または利用する者と第三者との間に生じたいかなる紛争について、一切責任を負わない。

(迅速手続)

第 15 条

1. 提案者から CIPA に対して、第三者規格に関する提案があった場合、標準化委員会は、かかる第三者規格を CIPA 規格として採用するか否かを審議するため、作業部会の設置または既存の作業部会への付託を理事会に申請することができるものとし、以下の各号に定める手続を行うものとする。
 - ① 標準化委員会は、提案者に対して、第三者規格の審議および作成に参加した者（中途脱退者を含む。以下同じ。）および提案の目的を明示させるものとする。
 - ② 標準化委員会は、提案者に対して、第三者規格の審議および作成に参加した者が保有する必須知的財産権の調査を行わせ、その調査結果を標準化委員会に報告させるものとする。また標準化委員会は、提案者に対して第三者規格の審議および作成に参加した者が保有している、または将来保有する必須知的財産権に関する第 5 条に準拠したそれぞれの声明書を標準化委員会に提出させるものとする。
 - ③ 標準化委員会は、提案者に、第三者規格が協定等に基づいて適切に外部に公表されたものであるか否かの確認をするものとする。
 - ④ 標準化委員会は、提案者に、第三者規格について機密保持義務の有無を確認するものとする。提案者が第三者規格について機密保持契約を負わせることを希望し、標準化委員会が承認した場合、CIPA でのかかる第三者規格の審議および作成に参加した者は、かかる第三者規格について第 10 条に基づく機密保持契約を負うものとする。
 - ⑤ 標準化委員会は、提案者に対して、第三者規格の審議および作成に参加した者以外の第三者が保有する必須知的財産権について、調査の実施状況を確認し、第三者規格の審議および作成に参加した者以外の第三者が保有する必須知的財産権が発見されている場合、標準化委員会は提案者に対して第 5 条に定める声明書にかかる第三者から獲得させるものとし、かかる声明書が獲得できない場合、標準化委員会は提案者に対して第三者規格を修正させる等適切な対応をとるものとする。
2. 本条第 1 項の第三者規格に関して作業部会より分科会が設置された場合、かかる分科会は、かかる第三者規格を審議し、CIPA 規格案とみなして、作業部会を通じて標準化委員会に提案することができるものとする。CIPA 規格案とみなされた第三者規格については、本規則が適用されるものとする。
3. 前項に基づいて第三者規格を審議する場合、当該分科会メンバーは、かかる第三者規格について、第 5 条に基づき声明書を提出するものとする。

(付則)

第 16 条

本規則は次のとおり制定、改正する。

2002年7月1日制定
2004年7月13日改正
2009年1月27日改正